

入院時食事療養費標準負担額・入院時生活療養費標準負担額

診療報酬改定に伴い、令和8年6月1日から入院中の食事代・居住費について下表のとおり変更となります。

○入院時食事療養費(西3・西4/東4の65歳未満の患者)

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食あたり)
一般	一般	550円
		●指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等 300円
低所得者 (住民税非課税)	低所得者II	●過去1年間の入院期間が90日以内 270円
		●過去1年間の入院期間が90日超 220円
該当なし	低所得者I	130円

○入院時生活療養費(東4の65歳以上の患者)

療養病床に入院する65歳以上の患者		標準負担額	
		食費(1食)	居住費(1日)
一般	一般の患者(下記いずれにも該当しない)	550円	430円
	医療区分2・3に該当	550円	
	指定難病患者	300円	0円
低所得者II	低所得者II(下記いずれにも該当しない)	270円	430円
	低所得者II (医療区分2・3に該当)	●過去1年間の入院期間が90日以内	
		●過去1年間の入院期間が90日超	220円
	低所得者II (指定難病患者)	●過去1年間の入院期間が90日以内	270円
●過去1年間の入院期間が90日超		220円	
低所得者I	低所得者I(下記いずれにも該当しない)	160円	430円
	低所得者I(医療区分2・3に該当)	130円	
	低所得者I(指定難病患者) 境界層該当者(※)	130円	0円

※境界層該当者・・・負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態になる者。